

柏市病児保育事業実施要領

制定 平成18年 2月 9日

施行 平成18年 4月 1日

1 趣旨

この要領は、病児保育事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童をいう。
- (2) 病児保育事業 病児を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業をいう。
- (3) 病後児 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童をいう。
- (4) 病後児保育事業 病後児を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業をいう。
- (5) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童のうち生後57日目から小学校に就学しているまでのものをいう。
- (6) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

3 対象児童

病児保育事業の対象事業は、次の全てに該当する児童とする。

- (1) 保護者が勤務している，又は傷病，災害，事故，出産，看護，介護，冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由で家庭における保育が困難であること
- (2) 市内に住民登録している児童，または市外から市内の保育園，こどもルーム等に入園，入所している児童

4 対象疾患

- (1) 病児保育事業の対象疾患は，次に掲げるものとする。

- ア 日常的な疾病（感冒，消化不良症等）
- イ 伝染性疾患（インフルエンザ，溶連菌感染症等）
- ウ 慢性疾患（喘息等）
- エ 外傷性疾患（骨折，熱傷等）

- (2) 前号の規定にかかわらず，医師の許可が出ていても当日の状態がぐったりしている・飲食ができない場合，麻疹・水痘・風疹・带状疱疹・結核については対象外とする。

- (3) 障害児・発達の遅れ・基礎疾患がある児童について

可能な限り受け入れを行うことを原則とする。ただし，施設による事前の面接の結果その他の事情により受け入れが困難であると市長が認めた場合は，この限りではない。

5 実施定員

病児保育事業の実施定員は，各施設の規模や職員の配置により別に定めるものとする。

6 実施時間及び実施しない日

病児保育事業を実施する時間及び実施しない日は，次のとおりとする。ただし，市長が必要と認めるときは，これを変更することができる。

実施 時間	月曜日から土曜日まで	午前 8 時から午後 7 時まで ※午後 6 時から午後 7 時までは， 延長保育扱いとする。
実施	(1) 日曜日	

し な い 日	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日 (3) １月２日及び同月３日並びに１２月２９日から同月３１日まで
------------------	--

7 利用の登録

(1) 市長は、利用申出に係る児童が病児保育事業の実施の対象となる場合は、病児保育事業の利用を希望する保護者に対し、柏市病児・病後児保育登録票を提出することにより利用登録をするよう求めるものとする。

(2) 利用申出があった時において、既に提出された病児・病後児保育登録票に記載された事項に変更を生じていたときは、赤字で変更箇所を訂正する。

8 利用当日の体調の把握

市長は、前項に規定する利用の登録を行った保護者に対し、前項の柏市病児・病後児保育登録票に併せて柏市病児・病後児保育利用票を提出するよう求めるものとする。

9 利用期間

病児保育事業を利用させる期間は、連続して７日以内とする。

10 費用の自己負担

市長は、病児保育事業を利用した保護者に対し、病児保育事業の実施に要する費用の一部として別表に定める額を当該事業を受託している者に納付するよう求めるものとする。

11 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	自 己 負 担 額
病児保育事業を利用した保護者が本市に住所を有する場合	1人1日（午前8時から午後6時まで）当たり 2,400円、ただし4時間以内は半額とする。
病児保育事業を利用した保護者が本市に住所を有しない場合	1人1日（午前8時から午後6時まで）当たり 3,600円、ただし4時間以内は半額とする。
延長保育の利用者	1時間500円とする
非課税世帯 病児保育事業を利用した保護者が本市に住所を有する場合で、特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者	0円
被保護者又は里親 病児保育事業を利用した保護者が利用日において生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯の場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促	0円

進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)による 支援給付受給世帯である 場合又は里親(児童福祉 法第6条の3に定められ ているもの)の場合	
---	--